

1-3. 地方公共団体へのヒアリング

地方公共団体に対して以下のとおりヒアリングを行った。

横浜市へのヒアリングー「横浜市内の墓地等許可」横浜市庁舎内(10.29.2013)

横浜市における視察・ヒアリングーメモリアルグリーン会議室内(10.29.2013)

横浜市における視察・ヒアリングー久保山墓地を俯瞰する久保山霊堂会議室内(10.29.2013)

府中市、稲城・府中霊園組合へのヒアリングー府中市庁舎内(10.30.2013)

東京都都立霊園(多磨)視察・ヒアリングー各霊園管理事務所内(10.31.2013)

東京都都立霊園(小平)視察・ヒアリングー各霊園管理事務所内(10.30.2013)

ヒアリング結果を踏まえた考察

墓地の経営許可に関する手続について、ヒアリングを行った横浜市及び府中市においては、いずれも、許可の申請の前に、墓地の設置計画の標識の設置、当該市との協議及び住民に対する説明会の実施を義務付けており、特に、横浜市では、住民が墓地の計画に意見がある場合における市による紛争調整の手続及び外部有識者による調停手続が定められている。

また、墓地の経営許可の基準について、条例においては、緑地の確保、駐車場、ゴミの集積設備、便所など一定の施設の設置を定めるほか、経営主体について、地方自治体、宗教法人又は公益法人であることを原則とすることのほか、宗教法人又は公益法人の場合には事務所が一定期間市内にあることを必要としていることが定められていた。

これらの市は、いずれも都市部にある市であるが、許可申請の前の段階で、地域住民との円滑な合意形成を図るとともに、墓地等の経営許可における墓地等の設備構造基準や経営主体の要件を定めることにより、墓地等の運営と地域との調和を図ろうとしていることがうかがわれる。

公営墓地の設置や運営等について、横浜市及び東京都の公営墓地にヒアリングを行ったが、横浜市及び東京都の公営墓地の中には、従前の和式の墳墓のほか、芝生型、合葬型埋蔵施設、樹木葬型埋蔵施設など多様な形式のものが提供されている。

こうした公営墓地の設置に当たっては、住民から墓地設置の要望がある一方で、墓地の候補地の選定に苦慮する場合もある中で、市が単独で公営墓地を設置運営するのではなく、複数の市が協定を締結した上で一部事務組合を設立し、墓地の設置や運営を実施するといった取組もみられた。

地方公共団体は、墓地等の供給する立場として、住民の多様化する需要に対応しつつ、墓地等の供給を図るため、合葬型の墓地など様々な形態の墓地を提供するほか、無縁化したり使用者から返還を受けた区画を整理するなど、公の財産の効率的な利用を行うために様々な工夫を行っている状況が把握できた。

ヒアリング結果の概要

横浜市へのヒアリングー「横浜市内の墓地等許可」横浜市庁舎内(10.29.2013)

本市の許可について。まず、墓地等の計画を住民の皆さまに知らせる標識を設置する前の 60 日以上前の段階で、財務状況報告書の提出を求める。こちらの財務状況報告書は、過去 6 年間の収支決算などの書類を市に提出。それを受けて、この宗教法人の墓地の計画自体が安定して経営することができるかという審査が行われる。この「審査」に際しては、財務の基準があります。墓地を開発する費用に対して 50% の自己資金を有していることという基準がある。また、その他、借り入れをする場合には金融機関からの借り入れしかできないという基準があり、その基準に適合しているかどうか審査される。財務状況報告は市に提出後、外部の有識者で構成されている財務状況審査会で意見を尋ね、財務の審査が行われる。次に事前協議。墓地を造るに当たり、都市計画、建築関係、公園関係、駐車場関係などのいろいろな関係部署との協議を行うものになっている。周辺住民の皆さま方には、「ここに墓地計画がある」ということが知らされます。標識を墓地の計画地に設置しなくてはならない。その後に、計画説明を周辺住民の方々に行く。周辺住民の対象は、墓地の計画地から周囲 110m に居住している方、また家屋、土地の所有者、その区域内にある自治会や町内会などの団体。事業者が計画説明をした後に、30 日以内に周辺住民の方から、その計画に対して、たとえば「緑地をもっと厚くしてほしい」とか、「うちのほうから見えないように遮蔽物を設けてほしい」という、いろいろなご意見や申し出が出てきた場合、そしてそれらが要望の受け入れ実現が難しい場合、周辺住民の方から紛争の調整が行われる。紛争の調整の申し出された後は、市の相談調整課で、周辺住民の方々と墓地を計画する事業者の方々の意見を伺いながら調整することが 180 日間と定められている。そこで解決しなかった場合、調停という手続きが 150 日間の期間として設けられている。この調停では、外部の有識者で構成される調停委員会で調停を行う。そうした「調整」「調停」を経た後「許可申請」を受理することとなる。同時に開発宅地の許可申請、これは建築基準法の関係手続きが行われる。申請をしていただいて基準に適合すれば、墓地の許可という形になる。そして工事に着手し、完了後「完了届」の受理となる。当時の許可申請内容と照らし合わせて、その通りに造成されていれば適合確認となり、墓地の使用ができるというというのが、墓地の許可までの一連の手続きの流れになっている。

次に本市の条例と施行規則の対比表について。まず具体的に、施設基準、構造設備基準。条例の第 10 条が、墓地の構造設備基準として規定している。第 1 号は周囲です。周囲は、塀または密植した樹木の垣をめぐらし、外部と区画してもらう基準になっている。第 2 号は緑地の基準です。基本的には 30% 以上の緑地を確保してくださいとなる。1 万平米以上の大きな墓地を造る場合は 35% 以上、また、森や緑がたくさん生い茂っているようなところを開発する場合は 40% という、上乘せの規定をしている。

右側、施行規則で緑地の部分を補足した条文がある。右側の施行規則の第 9 条の第 1 号のところになります。どう緑地を配置するのかです。当該墓地の敷地の境界線に接し、その内側に 3m 以上の幅員の緑地帯を墓地の境界線に設置する規定がある。ちなみに、木の本数は、大きな木、小さな木、各々最低何本以上植えてくださいという規定が第 2 号になっている。

左側の条例に戻ると、第 3 号は駐車場の規定になっている。墳墓の数に 0.05 を乗じて得た数以上の自動車を収容できる駐車場を設けてくださいとなっています。100 基の墓地を造るなら、5 台必要になります。右側の条例施行規則の第 10 条で駐車場の設置基準の細部を決めています。その第 1 号は駐車場の

区画の大きさ。幅が 2.3m 以上、奥行きが 5m 以上を 1 台分に設けています。駐車場の区画は設けているが、そこまで車がきちんととどり着けるように、その間の通路もきちんと設けてくださいとの主旨から、双方通行の場合、4.5m、一方通行の場合は 2.5m 以上の幅員は必ず車道として確保を求めている。

3 番目は、基盤目状に車を詰めると奥に入った車が出られなくなってしまうので、他の車を移動させないできちんと駐車ができるような構造にしてくださいということが、駐車場の規定になっています。左側に戻りまして第 4 号は接道の規定になっています。面積が 3,000 m²以上の墓地は、当該墓地の駐車場の出入り口が幅員 4.5m 以上の道路に接していること。細い道ではなくて 4.5m 以上の道路がずっと続いて墓地まで行くことができることが規定となっています。

第 5 号は墓地の中の参道、通路の規定になっている。コンクリート、石等で増築、または芝生等をひいた次の幅員を有することを求めている。もっぱら墳墓に接するところは 1.2m 以上の幅。それ以外の主要な通路、メインとなる通路は、1.8m 以上の幅員を設けることを求めている。それを受けて、右側の条例の施行規則第 11 条に通路の細かい内容がある。車いすを使用する方もいますので、「スロープを備え、墓地のお墓のところまで行けるように」となっている。

左に戻って条例の第 6 号は、排水、雨水、流水が有効に排出するとともに、排出によって周辺が溢水で被害が生じないような構造にしてくださいというものになっています。次は管理事務所、給水設備、ゴミの集積設備および便所を設けてくださいということです。

第 8 号以降からは努力規定として設けている。縁故者のいない方の改葬がしやすくなるよう、合葬墓を墓地の中に設けることを、努力規定としている。

第 9 号はバリアフリーの考え方に基づいたものである。先ほどの通路の部分は必ず車いす等でも利用できるようにということですが、実際に墓地の設備としては管理棟などもある。そのような箇所もできるだけバリアフリーの構造にしてくださいという努力規定を設けています。

第 10 号は駐車場になりますが、ビルのような立体駐車場ではなく、できる限り平面的な平置きの駐車場にしてくださいという努力規定を設けている。墓地に関する構造設備は以上です。

条例、施行規則以外のものとして、「審査基準」がある。これは規則に載っていない、細部を詰めているようなものの審査基準で、道路の取り方になっている。

横浜市における視察・ヒアリングメモリアルグリーン会議室内(10.29.2013)

メモリアルグリーンは横浜市で一番新しい形の墓地になる。横浜市営墓地はメモリアルグリーンを含めて 5 カ所の墓地がある。メモリアルグリーンという平成 18 年度に開所した新しい墓地と、古い墓地の代表ということで、明治 7 年に開設した久保山墓地です。根岸外国人墓地という外国人墓地が 1 カ所ありますが、これは新しい使用申請は受けておらず、昔から使っている方が引き続き利用している墓地になります。中程に新形態墓地とありますが、古い墳墓地ではない形の墓地がある。メモリアルグリーンについて簡単に説明する。この戸塚区にかつてあった遊園地跡地になります。全体面積が 13.1 ヘクタールのうち墓園は 6.1 ヘクタールです。緑地を 3.0 ヘクタール、隣の公園と共用しています。

施設の内容としては 3 形態で、芝生型、樹木型、慰霊碑型という墓地になる。樹木型とは、樹木の周りに骨壺ごと埋葬する。誤解を受けるが、明確に散骨とは違う。慰霊碑型の内部は、部屋の中に棚に並べ

てお骨を壺ごと収めるような墓地になる。それから、今、会場として使っている管理事務所と隣のレストハウス公園と合築の建物が1つある。駐車場は約400台収容できるものが3カ所に分かれている。当初事業費が約58億円。平成14年2月にドリームランドが閉園した後に用地買収などを行い、平成18年9月に開設しています。指定管理者による管理が行われ、民間企業の共同事業体により指定管理が行われています。現在は2期目の指定管理期間で管理が進んでいます。指定管理者は1期目、2期目とも同じ事業体により運営されている。

平成18年10月に初めての使用者募集を行って以降、毎年1回使用者募集をしている。平成25年度の募集で、すべての墓地が埋まったというか、募集をし終えた。約6,700通の応募があり、ほぼ抽選。最も高い倍率は合葬式樹木型の2体分の生前枠で、35倍ぐらいのものが最高であった。

ちなみに、横浜市の公営墓地等の“循環利用”という点では、三ツ沢墓地などで、古い墓地や未使用になっている区画の無縁整理をし、返還整理をしたところを毎年300区画ずつ集め、平成23年度から10年間の計画で毎年約300を循環利用、再募集をしている。今年是三ツ沢。循環利用は23年度に久保山から始めて、24年度が日野、今年度が三ツ沢という形で、毎年順調に今のところ3年目を迎えている。

最後に。メモリアルグリーンの成り立ちについて、簡単に御説明します。先ほども御説明させていただきましたが、元々は遊園地跡地でした。この跡地をある民営企業を買収するなどの経緯があり、商業施設でしたので、交通量が増える可能性がありました。そこで、住民が「市で何とか買ってくれないか」と。当時は市で不足しているのが墓地でした。そこで市では、地元に対して、「墓地を造らせてくれるのなら」という条件を出したところ、ぜひそれでというお話があり、墓地に至ったということです。これを造るに当たり、周りの方から大きな反対はなかったと聞いている。

横浜市における視察・ヒアリングー久保山墓地を俯瞰する久保山霊堂会議室内(10.29.2013)

横浜というと、平成18年に開設したメモリアルグリーンが目玉になっている。しかし、その他にも、古くから、久保山、三ツ沢、日野という3つの歴史のある墓地を持っている。特に久保山墓地はかなりの急傾斜地であり、あまり、なかなか整備が行き届きません。遡ると、昭和40年の初めごろに墓地の現場に管理事務所ができた。現在では逐次調査を進捗させ、使用者あるいは縁故者を特定しているというのが現状。ただ、無縁化をしている墓地がかなりあるように思われる。横浜市は墓地の管理料を徴収することになったので、それに伴い平成16年ごろから具体的に、台帳に登録している使用者に連絡を取っていて、さらに現地に看板を立てたりしてきた経緯があります。いまだに不明の区画があるというのが現状。久保山墓地の現場に管理事務所が出来る前は、墓地内の休息所兼石材業などを営んでいる民営個人営の“店舗”、横浜市の場合、これを“お茶屋”と呼称される。ただ、これは、その資料を確認したわけではない。その他には供花や線香を売ったり、久保山墓地内の墓所区画の掃除をしている。この通り1本隔てたところにお寺が結構集められているのは、横浜市の市街化に伴うか、もしくは関東大震災かでそのときに全部移設されてきたお寺だと思うのです。久保山墓地の中に、ここはうちの寺専用というような境内墓地が入り組んでいたりと。つい最近までうちの境内地にあった墓石だからということで、かなり主張したお寺さんもあったが、話し合いで、「今は市の管理です」と話した。ここを直したいという話が出てきたので、工事届けを出してくださいということで理解をしてもらった。

境界自体については、その当時に受け付けた明治の初期の頃の長い台帳があります。それを基に確定している。“明治”というのはすごく古い。たとえば、横浜に他の地方から新しく出てきてそこで働いてきたような人、あるいはお寺とつながりがないような、当時の故郷とのつながりを持っていない人が、「ここで亡くなった」と言ったときに、その人たちのために、先ほどの“お茶屋”が手続きを経て、ということもあった。そうすると、明治何年のところの古い旧図も残されているのですが、その旧図には載っていない。これはどうしたらいいのか。でも、そうした墓所区画も現時点でも使われている。自然発生的という感じ。そういう人たちのお墓の方が、むしろ、代々守られている様に思われます。最初の台帳がありませから、事実としてそれをどう認めるかというのも逆に出てきて、使ってきた歴史がこういう歴史だからということで認めて、使用権を交付したというところもある。

府中市、稲城・府中霊園組合へのヒアリングー府中市庁舎内(10.30.2013)

簡単に説明する。まず、お断りしておきたいのは、都条例と基本的なスタンスは変わっておらず、大きな変更はないと考えている。ただ、府中市ではまちづくり条例がある。まちづくり条例では基本的に墓地の新規建設はできるだけしないという方針。府中市の墓地経営の許可等に関する条例では、まちづくり条例の基準をできる限り組み入れた。しかし、もともと府中は、都の条例に拠っていた当時から、墓地に対する規制が強く、市の条例でにわかに規制が強められた訳ではない。

東京都の条例を変えた点、変わった点について説明する。条例の第3条について変更が若干ありますので説明する。まず申請者には、地方自治体または宗教法人、公益法人、公益社団法人を原則として、これまで都条例にはなかった、墓地計画段階で、「事務所設置」「義務」が設けられている点になる。具体的には、宗教法人と公益社団法人について、事務所を府中市内に設置してから7年という期間を経過しなければ申請は出来ないことになっている。

続いて事前手続きについて。申請前の協議はこれまで明文化されていなかったもので、条例を制定する際に、これを明文化し、標識設置の前に府中市長と協議をしなければならないという形にした。また、都条例でも、事前協議後に標識を設置して、説明会を開くようになっていますが、「説明会」の対象となる方の範囲は、これまでは隣接住民、隣り合わせの方たちでしたが、市条例では、100m 範囲の住民もしくは管理者、使用者等（地域団体）に説明をしなければならないとした。

墓地の設置場所や構造設備基準は第15条、16条になります。15条においては、所有する土地で所有権以外の権利が存在しないものであることを明示している。16条は構造設備基準ですが、都の条例では第7条の第4項で、管理事務所、ゴミ集積設備、給水場所、便所および規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。この欄に但し書きがあり、「近隣に該当する施設があり、利用出来るのであれば、これを認める」としていたが、市の条例では、基本的には、今後は認めないという形で、その文にしています。まちづくり条例のほうから持ってきた内容が、この中に組み込まれたものになります。大きな変化としてはこうしたところが主かと思います。

次に「稲城・府中墓苑組合」について。稲城・府中墓苑組合が墓地を造ろうという位置は、稲城市のよみうりランドに隣接する山林に南山というのがあり、そこで今土地区画整理事業をすすめている。その

中の保留地 2 万 5,510 平米ほどを購入して、そこに墓地を造ろうというもの。

もともと稲城市はナシやブドウをつくる農村地域でしたので、自宅ないしは菩提寺で出すというのが文化として当然の地域であった。多摩ニュータウンの市整備や、住宅構造自体の変化によって、自宅で実際に葬儀をすること自体が難しくなっている中で、稲城市の川崎街道沿いのお寺にある葬祭場も、ほぼ空きがなく状況で稼働している。市民としても葬儀する施設が欲しいという要望がありました、こうしたことから、今回この 2 万 5,510 平米の墓地の中に併せて葬儀法要施設を造る計画にしている。

この墓地自体は 26 年度末までに工事を終えて、27 年春に経営許可を取得して稼働していこうという状況です。墓地の規模は、普通の日本式の墓地が 353 基、芝生墓地は横浜のメモリアルグリーンさんを参考にしていますが 2,955 基、合葬式墓地、いわゆるロッカー式の墓地で収容されるのが 5,036 体分、都立小平霊園のような樹林式墓地で 1,500 体ほど収容できる施設などが計画されている。

公園的な墓地にしていこうというのが 1 つの大きなコンセプトです。主力的な墓地については、横浜メモリアルグリーンのような芝生墓地にしていこうと考えている。

事業経過は、今になってしまうと、どちらがどちらということは、正直申して、「赫赫云々という手続きです」と説明出来ない。ただ、府中市は市営墓地の候補地をずっと探しており、市外にも求めていたがその用地の手当てが出来なかった。そして、稲城市は、地元の方は菩提寺に自分の墳墓があるのは当たり前前の地区ですが、ニュータウン地区の新住民の方々からは要望があった。

そうした背景があり、平成 12 年ぐらいに、市長同士が両方にメリットがあることだから、こういう計画を進めましょうということで協議が成立したのだと聞いている。その後、18 年に南山東部土地区画整理組合自体が設立され、その事業を進め、31 年ぐらいまでやることになっている。正式に稲城市と府中市でこういう計画で墓地等を造っていくことになり、協定を結んだのが 23 年 7 月です。実際に組合ができたのは 24 年 5 月 1 日です。他方で、墓地需要自体、墓地の埋葬文化がここ数年大きく変わってきているところを、われわれも担当してかなり感じている。現実には、後年度負担や、購入時の負担等のことを考えて、合葬式墓地でも非常にいいものができている。現実には小平霊園の樹林葬は 20 倍近い応募があることを考えると、埋葬の変化は随分変わってきていると思う。

東京都都立霊園(多磨・小平)視察・ヒアリングー各霊園管理事務所内(10.31.2013)

〈 多磨霊園管理事務所において 〉

多磨霊園は大正 12 年に開設された。日本初の公園墓地として整理されているので、敷地面積、特に園の面積が非常に多いのが特徴。

園内には様々な施設、一般墓所区画、芝型、壁型、納骨堂の「みたま堂」……など等。ここでは特に合葬式埋蔵施設について説明したい。当初の申し込みは 20 年か直接埋葬かです。平成 15 年にスタートして 19 年には受け入れ数がいっぱいになった。ですので、今は一般の受け入れは終了して、施設変更で一般の墓所から移動する方のみを受けている。

また、今の平面墓地、多磨霊園でいう、「一般墓地」ですが、年間でどれぐらい空いて、どのぐらい募集をかけるのか説明しておく、今年は 300 弱ぐらい。その「300」には使用者から任意に返還されたものと、いわゆる無縁墓地化したもの含まれている。その 300 について、大きな区画の墓所が返還、或いは

無縁化して再公募する際、幾つかに分割するので、その意味では使用者の数は増えていくことになる。ちなみに、今年度（平成 25 年度）からは、松戸の八柱霊園に新規ができましたので募集を開始しています。都立霊園の中には全部で 4 基合葬墓地が出来上がりました。

理論上は 5 年ごとに貸していった、棚でお預かりするのが 20 年とすると、4 基一周することとなり、最初に合葬墓の収蔵スペース骨壺単位でお預かりした御遺骨は、地下カロートに移す。そして、また 20 年後には、また空くこととなります。そういうサイクルを想定している。実際にそうなるかどうかはまだ分かりません。ちなみに都立霊園に申込みするのは都民のみ。但し、先の八柱霊園は千葉県松戸市にあるので、八柱霊園に限っては、松戸の市民も応募をすることができる。合葬や樹林は 3 年以上住民票がある方、一般の墓地では 5 年以上住民票のある方です。

今、大変なのは、外国人の方の住民票。最近、法律が改正され、法務省に行って開示請求をしなければ証明が出なくなってしまった。外国人登録原票は、昔は全部区や市にあったのですが。それに一般の寺院では埋葬の方法が難しい場合も少なくない。信仰的な問題で。ただし、都立霊園は宗教上の問題はなくとも、今では土葬を受け入れられません。たしか、群馬等に土葬ができるお墓があるので、そういうところでやっていると聞いている。

今、民法上における難しさもあり、墓埋法、これの無縁ではありませんが、遺(焼)骨の改葬に関しても感じる。墓埋法では、許可証の交付は、市区町村となっているが、どこの区市町村と言っていないので拒否しているところもある。

たとえば、ある市は、自宅に遺骨の引き取りをした後に埋葬する場合に、普通は自宅の区市町村が改葬の手続き、書類を交付することになっていると思うが、それがなされないから、「改葬先」になる府中市を訪ねたりする。われわれの感覚では、遺(焼)骨を自宅に引き取った場合には、その自宅のある市区町村が改葬許可証を出すべきだと思う。しかし、管理事務所に来の方からお話を聞くと、それら市区町村のなかには「新たに入るお墓のあるところがやるものだ」と言われたという方もいる。

事実、ここ（多磨霊園）から他市に改葬するときはすべて府中市。事務所がここにあるから、小金井の区域にあってもすべて府中市でやっている。募集の関係で困っているのは、たとえば、地方の個人墓所に類するような形のところが、埋蔵証明などがなかなか出てこないことがある。合併して大きくなっているから、合併前の町などの状況がつかみ切れていないというのが結構多い。

たとえば、今回 3～4 市とやりとりをしたのですが、確かにそこにお墓があるのは分かっているのだが許可していないから、うちではできないということになる。

「あなたの市から外へ改葬するときに、改葬許可を出さなければいけないのではないですか？」と確認しましたが、そのときに初めて仕方がないから出しますということになりました。

書類審査の段階ですから引き取ることは決まっていないわけです。改葬許可証を出すという約束の下で、埋蔵証明が明確でなくてもやりとりをするようなことがある。そこから移すということをあまり想定していないが、毎年 3～4 件そういうやりとりがある。東京都が反対に認めればいいのかという話にもなる。そうはいつても、改葬許可証がないものを受け入れません。

東京都都立霊園(多磨・小平)視察・ヒアリングー各霊園管理事務所内(10.30.2013)

《 小平霊園管理事務所において 》

小平霊園は昭和 23 年にできて、今年で 65 年目。約 65 万平米、東京ドームの 13 個分ぐらい。主な施設としては、樹木樹林墓地、合葬式埋蔵施設、一般墓所、芝墓地、壁墓地。小平には少なからぬ著名人が眠っている。ただ、開園したのは昭和 23 年、都立霊園のなかでは決して古い方ではないので、他の霊園に比べると歴史的な著名な方というより、作家などが多いという感じがする。その他の施設は、一般墓所が約 3 万 3,000、芝が 7,300、壁型が 1,200、合葬が 2 カ所、樹林が 1 になる。

トイレは、入り口にあるものを 1 にして時計回りで 6 カ所ある。ゴミ集積所が 45 カ所で、ブロック積み
の大きなゴミ集積所があり、また、小さなゴミ置き場もある。小平霊園は行政区が、東村山、小平、東久留米と 3 市にまたがっている。ただ、面積的には、東村山市が一番広いので、小平霊園といいながら事務所は東村山市にあります。あとは小平市と、一番奥は東久留米市が少し入っています。園内に行政の境があるので、境のところで事件・事故、何かありますと、双方の行政担当者が協議し、所管場所を決めることになっている。これが小平霊園の概要になる。

新しい「樹林墓地」ですが、もともとのコンセプトは「死後は安らかに自然に帰りたい」という都民の声を反映させたもので、平成 24 年 3 月に完成して、24 年度からの使用開始を行っている。樹林墓地内のカロートが 27 基入っていて、このカロートが一番下のところは底が抜けている。これは 2.1m の深さがあり、直径が 1.5 で、ここに平らにご遺骨を重ならないように一巡平らに寝かせて、いっぱいになれば土を 10cm かけて、その上にご遺骨を並べることを想定している。

粉骨すると容積は小さくなり、自然に帰りやすくなるだろう、と考えている。入れるのは縮緬(ちりめん)袋。公募に当たった申込者は、先ほど見ていただいた一時保管庫からこちらの袋に移し替えて埋葬している。樹木は先ほど現場でお話した 5 種類、8 本、コブシ、ヤマホウシ、ツバキ、ねむの木、モミジになる。武蔵野の木を基準にして、樹木選定委員会が選んだ。

一応予定数は 1 万 700 体ですが、これは遺骨と粉骨と両方ですので、どちらかを多くすることでかなり感じが変わると思います。今のところ 1 万 700 体の予定になっている。樹木のほうは個別埋葬で、この袋に入れて 1 体ずつ、縦に掘って入れていく予定になっている。数はこちらのほうがかなり面積も小さいので少なくなるだろうと考えている。

裏面に書いてありますが、使用料が遺骨の場合は 1 体が 13 万 4,000 円、粉にしますと体積が大体 3 分の 1 になるという想定を前提として、4 万 4,000 円でお預かりすることになっている。もう一つ横のものが同封してあるが、こちらは断面図を拡大したものです。階段、はしごが付いていますが、両側に付いて御遺骨を踏まないよう、納骨の際に、一段終わっていますので、折りたたみ式の渡し板を入れ、階段と階段の間にそれを張って直接踏まないで上から作業を行う。御遺骨に対して失礼なことのしないような配慮をした。確実にそれは守っていて、ご遺骨を踏むことはない形で納骨をしている。

最後に詳しく御説明するのは合葬式埋蔵施設。合葬の 1 号が平成 10 年に 3,000 体の規模で、2 号が平成 20 年で 1 万 6,000 体という計画で造った。施設変更なども含めて、全てで 1 万 6,000 体である。当初の募集予定の 1 万 2,000 体は終わったので、24 年で募集は終了している。ただ直接埋葬のところは結構広くて、かなり入るのでまだ余地はある。20 年間の保管と直接埋葬の両方で、直接埋葬のほうは施設変更もお預かりしているので、これから数も非常に入ると思う。

多磨霊園と同じであるが、棚があり、棚の下にカロートがあり、直接埋葬する部屋がいくつもある。合葬については、円形で、地下1階が納骨室で、地下2階に共同埋蔵する部屋ができています。これが小平霊園の概要と、樹林墓地と合葬式埋蔵施設の簡単な案内である。

（注）ヒアリング対象選定理由

本報告書では、横浜市、府中市及び都立霊園「多磨霊園」「小平霊園」をヒアリング対象であるとした。理由は以下の通り。

本報告書では、「研究目的」でも述べた様に「墓地埋葬行政については、都市化や家族形態の変化、少子高齢化の進展等によって墓地埋葬をめぐる社会環境も変化している。こうした中で、墓地に対する国民意識も変化するとともに、いわゆる樹木葬や散骨等への関心が高まるなど、多様化している。」としている。そこで、実際に自身の墓地内において、それら「樹木葬等」の「多様化」した施設を実際に運営している地方公共団体であることが求められる。

また、墓地を許可する場合においても、また、自身の墓地の運営を行うに際しても「(問題の対応に当たっては、)環境や都市計画行政、まちづくり等の他の行政との調整や連携を図ることも求められる。さらに、行政を円滑に進めていくためには、行政規制のほか、地域の住民への説明や意識啓発等もあわせて行い、地域住民や事業者の理解や協力のもと、自主的な対応や行動規範、契約等に委ねていく必要がある部分も多い」という状況、課題に直面している地方公共団体であることとも併せて求められる。

これらを勘案すると、都立霊園、「多磨霊園」「小平霊園」は市街地内にあり、特に「小平霊園」においては樹林葬墓地の供用を開始しており、両霊園では、その他「多様化」した施設を運用している。加えて「多磨霊園」が所在する府中市では、隣接する稲城市と協調し、自身の公営墓地の計画を進めており、まさしく「地域の住民への説明や意識啓発等もあわせて行い、地域住民や事業者の理解や協力のもと、自主的な対応や行動規範、契約等に委ねていく必要がある部分も多い」という状況、課題に直面している地方公共団体でもある。

同じく、横浜市営「メモリアルグリーン」「久保山霊園」「久保山霊堂(納骨堂)」は周辺住民との調和を常に意識した運営が行われているところであり、わけでも「メモリアルグリーン」においては、樹木型合葬式埋蔵施設をはじめとした、「多様化」した、形式の施設の運営を行っているところである。また、横浜市は許可を行うに際しても、また「多磨霊園」のある府中市でも、許可を行う際には自身の行政管区内は市街化が進んでおり、「(問題の対応に当たっては、)環境や都市計画行政、まちづくり等の他の行政との調整や連携を図ることも求められる」状況下にある。

以上のことから、本報告書では、横浜市、府中市は許可を行う行政運用においても、自身の施設の計画の進行、あるいは既設における展開でも、本報告書における、「研究目的」に適った自治体であることから、適格なヒアリング対象であるとした。